

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○大野主査 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま  
す。長妻昭君。

○長妻分科員 長妻昭でございます。

今日は、まずは、山碕大臣官房審議官に放送法  
についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これは、極端な場合においては、一回の番組の  
みで政治的に公平か否かの判断をすることもあり  
ますか。

○山碕政府参考人 お答え申し上げます。

三月十七日の参議院外交防衛委員会におきまし  
て答弁をいたしました。平成二十八年の政府統一  
見解で、番組全体を見て判断するとの従来からの  
解釈には何ら変更はないとした上で、番組全体を  
見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番  
組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を  
判断するとされていることについて申し上げたも  
のでございます。

その上で、政府統一見解におきまして、一つの  
番組のみでも、例えばとして二つの事例を例示し、

極端な場合においては、一般論として、政治的に  
公平であることを確保しているとは認められない  
という考え方を示しております。

○長妻分科員 私が聞いているのは、端的に、何  
か、統一見解とかを聞いているんじゃないんです  
今の解釈ですね。

もう一回聞きますと、極端な場合においては、  
一回の番組のみで政治的に公平か否かの判断をす  
ることもあるのかないのか、これだけお答えくだ  
さい、端的に、短く。

○山碕政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど参議院外交防衛委員会における私の答弁  
について御説明いたしました。その中で、今お  
尋ねのありました、先ほど途中までお答えしまし  
たけれども、政府統一見解では、番組全体を見て  
判断するとの従来からの解釈には何ら変更ないと  
した上で、番組全体を見て判断するとしても、番  
組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一  
つの番組を見て全体を判断されていること。

それから、その上で、政府統一見解におきまし  
ては、一つの番組のみでも、例えばとして二つの  
事例を例示し、極端な場合においては、一般論と  
して、政治的に公平であることを確保している  
とは認められないという考え方が示されております  
これは、番組全体を見て判断するというこれまでの  
解釈を補充的に説明し、より明確にしたもので  
ある、そういう考え方でございます。

○長妻分科員 ちょっと、これは、質問に答える  
ように指導していただきましたんですね。委員長と  
言うんでしたっけ、主査と言うんでしたっけ。

私が聞いているのは難しいことでなくて、もう  
一回聞きますよ、極端な場合においては、一回の  
番組のみで政治的に公平か否かの判断をすること  
がありますかと、あるのかないのか。はっきり分  
からないんですよ、今の。

○松本国務大臣 これまでの国会の議論におきま  
しても、度々、一回の番組について、政治的公平  
性の観点から、その適否について御議論があった  
ことは、委員も、質問に当たって、様々なこれま  
での議論を確認をされておられると思うので、よ  
く御承知のとおりかというふうに思っております。  
平成十六年の六月三日の国会での御議論などで  
は、一回の番組で放送法に抵触するおそれありと  
の質問に対し、政府としては、しっかりとまず放  
送事業者の、自らの、審議などを確認をしてと申  
しております。

その上で、今審議官からも御答弁申し上げたよ  
うに、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、  
一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然  
のことであると申しましたように、一つ一つの番  
組について、政治的公平性についての観点から、  
その適否についての御議論があるということでご  
ざいます。

その上で、委員が放送法の判断ということでお  
っしゃったことの見合いですね、私ども、  
これは平成二十七年、八年の議論の中でも重ねて  
御答弁申し上げており、その前からも同じように  
御答弁申し上げておりますが、放送法における、  
放送法に反しているとして業務の停止や電波の停  
止になるかどうかの判断という意味では、繰り返

し述べるなどの極めて限定的な状況にて運用することは答弁申し上げたとおりでございます。

○長妻分科員 じゃ、最後、言いますよ。ちゃんと答えてください。

極端な場合においては一回の番組のみで政治的に公平か否かの判断をすることもあるのかないのかと。あるのかないのかというのを答えていただきたいんですよ。

○松本国務大臣 平成二十八年二月十二日の政府統一見解で申し上げているとおりでございます。例えばと例示をして、一つの番組のみでも一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないという考え方がありますが、放送法の業務停止また電波法の停波になるかどうかの判断ということでは、極めて限定的な状況で運用しているというふうには、二十七年、八年、その前から一貫して申し上げておるところでございます。今申しましたように、これまでも、一つの番組について取り上げて御質疑があれば、それに対して、国会でございますので、御質問に対して御答弁申し上げているというふうには承知をしております。

今私どもが御答弁申し上げるとすれば、平成二十八年の統一見解に沿って申し上げることになるのかというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（長妻分科員「統一見解を読んでも分からないんですよ。あるのかないのか、どっちか」と呼ぶ）

統一見解は、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合

体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。」と。その上で、当時の総務大臣の見解として、「一つの番組のみでも、「と二つの例示をした上で、「極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところ」と申し上げております。

これは、番組全体を見て判断するというこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたものである、この統一見解ではこのように申し上げた上で、さらに、放送事業者が自主的、自律的に放送法を遵守していただくものという自主自律が基本であることについても申し上げている点から、是非全体を御理解いただきたいと思います。

○長妻分科員 これはとんでもないですね。

私が聞いているのは、さっきからこれで五回目、六回目なんですけれども、ですから、この政府統一見解を読んでも分からないわけですよ、私の頭では。ですから教えてくださいということですね。

どうということかとというと、同じですけども、極端な場合においては、一回の番組のみでも政治的に公平か否かの判断をすることがある、あるということなのか、この政府統一見解を見ると、あるというふうには読めるんですね、私の文章読解力によると。あるということはいんですか、それともないんですか、それを明確に聞いているわけですよ。分かりますか、意味。意味というか、あるかないかといったらどっちなんですか。

○松本国務大臣 もう委員には申し上げますまでも

ないことですが、国会におきましては、御質問に対応して御答弁を申し上げてきておるところでございますまして……（長妻分科員「あるのかないのか、あるのかないのか」と呼ぶ）

改めて申し上げますが、先ほど申しましたように、一つの番組のみでも、と例示をし、極端な場合においては、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないとの考え方を示したものと申し上げた上で、番組全体を判断するというこれまでの解釈を、改めてここでも確認をさせていただきます。

繰り返しになりますが、改めて申し上げます、平成十六年の三月は、例えば、御質問で、八十五分流したこと、山形テレビの行為、これが放送法に抵触するおそれありと、いわば一回で放送法に抵触する、ありという御質疑に対しては、全体を見て判断をするというこれまでの解釈を申し上げます。た上で、各放送局のまず自主自律の報告をというふうな御答弁を申し上げているというふうには理解をしておりますので、一つ一つの番組についての御議論に対して、政治的公平性が極端な場合には、一般論として確保しているとは認められないということがあるとの考え方を示した上で、放送法として番組全体を見て判断をするということも申し上げているというふうには御理解をいただきたいと思えます。

先ほど申しましたけれども、一つの番組について国会で御議論されていることはもちろんでありますが、この平成二十八年十二月十二日の政府統一見解に関連をしておりますが、是非、いわ

ば平成二十七年五月十二日の参議院の総務委員会での議論から、この間の一連の議論が始まってきておりますけれども、その前の平成二十六年に：（長妻分科員「そういうことを聞いているんじゃないですよ、あるかないかというのを聞いているんですよ、あるかないか端的に答えてください、どっちですか」と呼ぶ）はい。

ですから、一つ一つの番組についての政治的公平性が確保されているかどうかの議論については、これまでも、議論に応じて、御質問いただいていますので、議論に応じて、それについて。

ただ、政府として、個別具体の番組が政治的公平性を確保されていないと御答弁を申し上げたケースは、私が承知をする限りでは、ないかというふうに思いますが……（長妻分科員「何が、もう一回言ってください」と呼ぶ）質問で、一つ一つの一回の番組、一つのシリーズの番組について政治的公平性が確保されていないのではないかと、いった趣旨の御質問をいただいたときに、個別具体の番組について、国会の答弁において、一つの番組について政治的公平性が確保されていないと御答弁を申し上げた例があるとは私は承知をしておりませんがと申し上げました。

○長妻分科員 今のは事例の話ですよね。ちよつと完全にごまかし答弁に入って、私も長年国会で質問をしています、これほどごまかし答弁は本当に経験ございません。ちよつと真面目に答弁してください。

もう一回、同じ質問を、これは文章を読んで質問をしているので、つまり、極端な場合において

は、一回の番組のみで政治的に公平か否かの判断をすることもあるのかどうかということですね。

じゃ、この総務省の統一見解を読むと、あると書いてあるじゃないですか。一つの番組のみでも例えば①、②の事例といった極端な場合においては、あるというふうに書いてあるわけですね、ここに。ということは、極端な場合においては、一回の番組のみで政治的に公平か否かの判断をすることもあるというふうに私は読んでいますけれども、それでいいわけですね、大臣。

○松本国務大臣 繰り返しますが、私ども、国会で、一回の番組について政治的公平性が確保されているかどうかについての御質問をいただいた場合には、それについてどのように考えるか、質疑にお答えをさせていただいております。また、放送法の四条の番組準則についての法規範性があるということから、やはり、その法規範性について申し上げた上で、この統一見解におきましても、一つの番組についての御議論がこれまでもあり、御質疑もいただいたことで、一つの番組のみでもと今委員おっしゃったように、二つの例示をして、一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないとの考え方を示しているというふうに申し上げたところであります。そして、番組全体を見て判断をするというこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたものということも申し上げているところであり、放送法の運用の判断という意味では、先ほども申しましたように、業務停止や停波についての判断は極めて限定的な状況において運用してきている、

この姿勢を変えていない。

この放送法の業務停止及び電波の停止といった判断につきましては、繰り返しなどの要件がありますので、一回の放送のみではないということ、これも平成二十七年、八年で、当時の高市大臣が答弁申し上げているところでございます。

○長妻分科員 全く答えていないですよ。

つまり、一般論としては政治的に公平であること、これを確保していない、この①、②の極論、極端な例では、一つの、一回の番組のみで。ということとは、一回の番組のみでも、例えば①、②の場合は、政治的に公平でない、こういう判断が下るということで、大臣、よろしいんですね。もう一回言いますよ。大臣、ちよつと聞いてください、ね、読まないで。

この統一見解に基づいて質問しますけれども、じゃ、ここの極端な例、①、②どちらかを満たした場合、一回の番組のみでも、政治的にこれは公平じゃない、こういうふうに判断がされるといふことでよろしいわけですね。

○大野主査 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○大野主査 速記を起こしてください。

松本総務大臣。

○松本国務大臣 先ほども申しましたけれども、放送法につきましては、法規範性を持つものという位置づけであるということは申し上げたとおりであります。

その意味で、この平成二十八年二月八日にも、公共の電波を使って、全く改善されない、繰り返し

されているという場合に、全くそれに対して何の対応もしないということでお約束するわけにはまいたりませんということ、法規範性と処分について申し上げていますが、同時に、電波の停止に至るような対応を放送局がされるとは考えておりませんとも答弁をいたしております。

やはり、法規範性があるということで、政治的公平性が確保されているか否かについての議論、これについては番組全体を見るとしても、一つの番組を見てということ、実際に一つ一つの番組についてこれまでも御議論があったことから、一つ一つの番組について例示をさせて、極端な場合については政治的公平性が確保されていないとの考え方を申し上げておりますが、全体を見て判断をするということも申し上げてまいりましたし、今もお話ししたように、全体を見て、放送法の運用、業務停止や電波の停止について放送行政は行われてきたというふうには是非御理解いただきたいと思っております。

○長妻分科員 これはとんでもない、さっぱり分からない、質問に全然答えていない答弁がもう何分続いているんですかね。

そうすると、ちよつと聞き方を変えますが、二〇一六年二月の政府統一見解、ここの趣旨というのは、極端な番組の例示が①、②ありますけれども、この極端な場合である①、②のいずれかの例示である一つの番組を含む、含めた番組全体で、その全体のバランスで判断すると。極端な一つの番組のみで判断するんじゃないかと、その極端な場合である一つの番組を含む、含めた番組全体で、

その全体のバランスで判断する、こういう趣旨が書いてあるというふうには理解してよろしいですか。○松本国務大臣 御答弁申し上げたように、これまでも、一回の番組、番組のシリーズなどで国会でもお取り上げになられ、御議論がありまして、また私どもも、番組全体を見るとしても、一つの番組を見て全体を判断すると申し上げているように、一つ一つの番組についての御議論があるということ踏まえて、このような例示で、極端な場合について、一般論として政治的な公平が確保されていないと認められるという考え方を申し上げたわけでありまして。

放送法の運用について、番組全体を見て判断をし、業務停止や停波についての要件を申し上げてきていること、このことも、平成二十七年、八年度々議論されておりますが、当時の総務大臣も繰り返し申し上げてきているものでございまして、この議論の全体を是非御覧をいただいで、解釈が変わっていない、放送行政も変えていない、また、そのことを、議論がかなり行われましたので、機会を捉えて放送事業者の方々にも御説明を申し上げて、御理解いただけるように努めてきたものというふうには報告を受けているところでございます。○長妻分科員 苦しい答弁は、善意に解釈すれば、安倍官邸が、とんでもない、二〇一五年に解釈をねじ曲げた、それをやはり追認したくない、修復したい、こういう思いがあるというふうには善意に解釈いたしますが、ただ、はっきりそうであれば、この統一見解を撤回するなりなんなりしてもらわなきゃ困る。つまり、①、②の例外、極端な例と

いうことが書いてございますけれども、別に、一回の番組、次の日にまた別の角度でやればいいわけですよ。来週にまた別の角度でやればいいわけです。

いずれにしても、一回だけ見るといっては無理があるというか、できないですよ、一回だけで判断するというのは。無理なことをやろうとするからおかしくなったわけでございます、是非これは解釈を戻していただきたいというふうに思っております。

もう一つのごまかしとしては、補充的解釈みたいな話、補充的説明みたいな話ですけれども、じや、二〇一五年に解釈を変更していないと言われているのであれば、山田当時首相秘書官が相当いろいろなことをおっしゃっておられるんですよ。

例えば、二〇一五年二月十八日、首相官邸で山田秘書官が安藤局長らに、個別の番組の政治的公平の整理を行うのであれば、これは審議会等をきちんと回すか、放送法改正となる話ではないかと、あるいは、同じ日にこんなこともおっしゃっているんですかね。政府がこんなことをしてどうするつもりなのか、どこのメディアも萎縮するだろう、言論弾圧ではないか。山田さんは、これは素人じゃないですよ。総務省に入ってから三十六年間勤めたベテランが解釈変更は危ないぞと言っているんですけれども、この発言と矛盾しませんか、解釈変更していないというのは。

○松本国務大臣 今お取り上げいただきました行政文書については、三月二十七日、最初に報告書で示させていただいたとおり、発言者等の確認を

取らないまま作成された文書、作成者が不明の文書が含まれておりまして、文書に記載されている面談の日時や個々の発言の内容については、関係者の記憶が定かでなく、正確性の確認ができておりません。

以上のとおり、当該文書の正確性は確認できなかったところであり、そうした文書に基づく御質問にお答えをすることは差し控えさせていただきます。

なお、その上で、総務大臣として……（長妻分科員「じゃ、いいです、もう時間がないので」と呼ぶ）はい。

○長妻分科員 そうしたら、山田秘書官に、この発言については、こういう発言があったのか否かの聞き取りはされたんですか。されたとしたら、どんな結果でございましたでしょうか。

○松本国務大臣 先ほど御答弁を申し上げた中に概要は含まれておりますが、聞き取りはさせていただいたと報告を聞いております。

その上で、日付ははっきりしないが安倍元総理へのレクには同席させていただいたのではないかと、思う、八年近く前のことなので、レクの詳細な内容は思い出せないといった関係者の証言があったところでございます。

当時の元補佐官がどのような意図を持っておられたか、面談があったことは確認をされておりますが、これについて私から申し上げられるものはありませんが、総務省としては、一貫して解釈を変えたものではないとの認識にあったと理解をしております。当時の関係者が聞き取りをした際

にも、やり取りがあったことの記憶はありつつ、やり取りの詳細については覚えていないところがあるものの、解釈を変えていないこと、強要はなかったことをはっきり答えておりまして、その点を意識して対応していたことの表れではないかというふうに考えております。

○長妻分科員 首相補佐官が言論弾圧ということまで使っているわけですね。それを強引に押し切ってしまったと私は思うんですけども。

この統一見解に、①、②で極端な例があります。この①、②の意味で私は申し上げますが、一回の番組で、この①、②、いずれか当てはまったとしても、これは判断するのはおかしいと思うんですね。大臣もそう思いませんか。

例えば国論を二分するいろいろな議論で、一回は、例えば野党の議員だけ出して問題点をどおんと言う、自分たちの主張をどおんと言う。翌週に今度は与党の議員だけ出してどおん、それだけ一色で番組をやる。ですから、一回だけ見て、これは駄目だと判断できるわけじゃないんですか。論理的に矛盾だと思わんですが、いかがですか、大臣。

○大野主査 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○大野主査 速記を起こしてください。

松本総務大臣。

○松本国務大臣 国会における政治的公平性について、一回の番組、一つのシリーズをお取り上げていただいた議論に真摯にお答えを申し上げます。

ているところでありますが、放送法の運用を預かる総務省として、繰り返しになりますけれども、放送法に基づく業務停止や電波の停止といった運用についての要件については変わっていないことを申し上げます。

その上で、私、平成二十七年、八年の一連の議論を是非お聞きをいただけたらというふうに申しましたのも、平成二十八年の二月二十六日、これも平成十五年、十六年頃の放送で、政治的公平性が議論になる中で、番組の編集に遺漏があったとして行政指導が行われたケースに関連してでありますが、全く同じ時間帯また同じ時間数、全ての政党を取り上げたというようなことであれば公平な報道だと考えられるというふうに答弁申し上げているように、委員がまさに御指摘になったようなケースについても御答弁申し上げているというふうに理解をしております。

○長妻分科員 これは全く、何にも、こちらが聞いたことを初めから終わりまで答えていないというの私は初めて体験するので、きちっとやはり答弁していただきたいと思うんですね。

じゃ、最後に、もう時間もないので聞きますと、これに明確にお答えいただければ私も安心するんです。この政治的公平か否かの判断というのは、これは番組全体を見て判断するんだ、これに例外はない、これでいいんですね。イエスと言ってください。

○松本国務大臣 政治的公平性については、放送法四条の番組準則の一つとして、法規範性を持って、ただ、やはり放送行政でありますので、放送

事業者の自主自律的な番組遵守の対応をお願いをしているところでありまして、その上で、繰り返しになりますけれども、私ども放送行政を預かる者として、放送法の適用という意味で、業務停止や電波法の停止については、法律に反していることが明らかであること、また、繰り返し行われていることなど極めて限定的な状況にのみ運用を行うというのを繰り返し申し上げ、実際にそのように運用してまいりまして、事実として、これまで、そのように行政処分を行ったケースはないと承知しております。

**○長妻分科員** これもきちっと答えていただけないんですが、安倍官邸に、かつての解釈変更に付度をして明確に否定し切れないということでは困るわけで、やはり官僚の皆さんも、一部の奉仕者じゃなくて国民全体の奉仕者であるということをございますので、是非、おかしな解釈を戻す、戻す努力は今の答弁で私は少しは感じられましたけれども、明確に国会で言っていたかかないと、本当に日本の表現の自由、憲法違反の疑いのあるような解釈変更をきちっと元に戻すということを是非やっていただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わります。

よろしくお願いします。